



(裏面)

**【受領証明書の提示を受けた方へ】**

日野市では、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念とし、「多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまち＝日野」を目指し、「日野市パートナーシップ制度」を導入しています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いに人生のパートナーであると誓い合ったことを、日野市●●●●●●●●●●条例の規定に基づき証するものです。

この受領証明書の提示を受けられた方は、本制度を尊重し、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、本制度を利用していることについては、本人の同意なく、第三者に公表（アウトティング）することがないようご注意ください。

**【受領証明書の交付を受けたお二人へ】**

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありません。日野市●●●●●●●●●●条例の規定に基づきご使用ください。

また、次のいずれかに該当する場合には、届出が必要です。

- (1) 双方が市外に転出するとき(返還届)
- (2) パートナーシップを解消するとき(返還届)
- (3) いずれか一方もしくは双方が婚姻したとき(返還届)
- (4) 氏名・通称名に変更があるとき(変更届)
- (5) 市外より転入したとき(変更届)

**特記事項**

\*表面の氏名に通称名を使用している場合、戸籍上の氏名等(\*通称名:住民登録上の通称名とは異なります。)

戸籍上  
の氏名  
等

多摩川 花子

戸籍上  
の氏名  
等

日野市 桃子